

## 牧衷講演 憲法9条をどう解釈するか(要約)

講演日時 2007年6月9日

2023年12月23日

文責 渡辺規夫 nwkase@yahoo.co.jp

### 自衛隊は違憲か

#### 第二章 戦争の放棄

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

これを文字通り読めば、日本は軍隊を持つことができないことになる。憲法が公布されたときには、日本に軍隊は存在しなかった。その後自衛隊が創設された。これは憲法違反ではないだろうか。そこで2つの主張が対立するようになった。

1.憲法9条に違反するから、自衛隊を廃止すべきだ。

2.自衛隊は必要だから、憲法9条を戦力を持てるように改正すべきだ。

この2つの主張は対立して膠着状態に陥っているように思われる。

### 牧衷講演(要約)

憲法第66条<sup>\*1</sup>を読めば、「内閣総理大臣その他の国务大臣は、文民でなければならない。」となっている。これは、日本に軍隊が復活することが予想されているということである。第9条だけを教科書的に読めば戦力を持たないと思えるが、憲法全体を見れば、自衛権は認められている。

自衛隊違憲論は、吉田茂の国会答弁がもとになっている。吉田茂は「一切の戦力を否定するのがあります」と答弁した。軍備にかかる金を経済にまわすとトクができる。平和の配当と言う。吉田茂はこの平和の配当をとると決めた。教科書もこの吉田内閣の解釈で書かれている。戦後の社会的状況の中で出てきた吉田内閣の解釈がそのまま今でも通っている。その解釈は現実と乖離している。

社会党、共産党は「自衛の戦争を否定するのはおかしい」と言って9条に反対していたのに、米ソが対立するようになると、9条を盾にして、自衛隊の存在を否定するようになった。「ソ連の味方をすれば、アメリカに対する牽制になって平和になる」と考えた。社会党、共産党は「憲法に違反していることは議論しない。」という主張で、議論を拒否した。これがいけなかった。要するに9条しかないという風に突っぱねる考え方はおかしいのである。

**結論 自衛隊は違憲でない。だから9条を改正する必要はない。**

\*1 第六十六条 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国务大臣でこれを組織する。

② 内閣総理大臣その他の国务大臣は、文民でなければならない。

③ 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。